

社会福祉法人 河辺ふくし会定款施行細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人河辺ふくし会の定款の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(構成)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(種類および開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年度1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

(招集権者)

第4条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(出席の有無の届出)

第6条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第7条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況

を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第9条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

第10条 理事長並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 当法人の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、定款第13条第3項に規定する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事長の報告または説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、理事長に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事長は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 社会福祉法第45条の8第4項(準用一般法人法第184条)の規定による評議員提案に関する場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事長又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第13条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長が説明を行うものとする。

2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が説明を行うものとする。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができるものとする。

3 理事長は、議長の許可を得て、評議員個々からの質問について、補助者に説明させることができるものとする。

(一括説明)

第14条 理事長又は監事は、評議員からの質問に対して、一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第 15 条 理事長又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明をすることによりこの法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(決議)

第 16 条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。
- 3 決議事項について特別の利害関係を有する評議員は、その旨を審議開始前までに届け出なければならない。

(決議の省略)

第 17 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第 2 条の 3 に定められたものとする。

(採決の方法)

第 18 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行うことができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によっても行うことができる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。
- 4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。
- 5 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(閉会)

第 19 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は日を改めての開催が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、書面をもって議事録(様式第 1 号)を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が記名押印をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配付)

第 21 条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

第 3 章 理事会

(構成)

第 22 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類および開催)

第 23 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度内に 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第 24 条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の手続)

第 25 条 理事会を招集するときは、理事会の開催の 1 週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(出席有無の届出)

第 26 条 役員は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第 27 条 理事会に議長を置き、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第 28 条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第 29 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第 30 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告または説明)

第 31 条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 決議事項について特別の利害関係を有する理事は、その旨を審議開始前までに届け出なければならない。

(決議の省略)

第 33 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第 2 条の 3 に定められたものとする。

(採決の方法)

第 34 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

5 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第 35 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 36 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(延期又は続行)

第 37 条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 38 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録(様式第 2 号)を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、理事長及び監事 2 名が記名押印をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配付)

第 40 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(権限)

第 41 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
ここでいう重要な財産とは、基本財産以外の固定資産で、評価額が 160 万円を超える固定資産に該当するものをいう。
 - (2) 多額の借財
ここでいう多額の借財とは 100 万円を超える額をいう。
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
ここでいう重要な役割を担う職員とは、通常業務以外に理事会で承認が必要な契約規模の事業を管理する役割を担う職員をいう。
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
ここでいう重要な組織とは、設置にあたっては新たな事業を営むための組織をいい、変更及び廃止にあたっては、定款に定めのある事業を営む組織をいう。
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
 - (7) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第 42 条 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第 4 章 監事

(監査及び監査報告書の作成)

第 43 条 監事は、社会福祉法第 45 条の 18 の職務を行う。

2 監事は、前項の職務を行ったときは、監査報告書（様式第 3 号）を作成し、理事長に提出しなければならない。

第 5 章 役員、評議員、評議員選任・解任委員の選任後の手続き

(選任後の手続き)

第 44 条 理事長は、選任された役員、評議員、評議員選任・解任委員に対し委嘱状（様式第 5 号）を交付するものとする。

2 役員、評議員、評議員選任・解任委員に就任しようとする者は、就任承諾書（様式第 4 号）を理事長あてに提出しなければならない。

第 6 章 運営

(事業の運営)

第 45 条 定款第 1 条第 1 項に規定する事業の運営に関しては、関係法令及び関係通知等に定めるものによるものとする。

(事務局)

第 46 条 法人は円滑な事業運営をはかるため事務局を置く。

2 事務局に事務担当理事、事務員を置く。

3 事務担当理事は、理事長が理事の意見を聞き指名し、理事長の命を受け本会の事務を処理する。

4 事務局の管理運営については、社会福祉法人河辺ふくし会管理規程によるものとする。

(事務の決裁)

第 47 条 理事長が専決することのできる事項の決裁は社会福祉法人河辺ふく

し会事務決裁規程によるものとする。

(帳簿)

第 48 条 理事長は、他の規程に定めるもののほか別表に掲げる帳簿を備え付けておかなければならない。

(諸規程)

第 49 条 法人の運営に必要な規程は、その都度理事会の議決を得るものとする。

2 「社会福祉法人河辺ふくし会役員等の報酬及費用弁償に関する規程」については評議員会の議決を得るものとする。

(補則)

第 50 条 この細則の施行に関し必要な事項は理事長において作成し、理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

1. この細則は、昭和 52 年 12 月 27 日から施行する。
2. この細則は、昭和 58 年 8 月 3 日から施行する。
3. この細則は、平成 10 年 5 月 27 日から施行する。
4. この細則は、平成 13 年 4 月 18 日から施行する。
5. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
6. この細則は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。
7. この細則は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。
8. この細則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
9. この細則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
10. この細則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。